

で、菜の花畑を借り、また近くの小学校を巻き込みながら、食育の一環として、菜の花の種蒔き作業や菜の花まつりと一緒に行うなどといった活動を進めてきました。

蓮田の活動の中から、障害児デイも立ち上げ、事業所としても一体とした活動を行っています。



▲小学生たちが種蒔き

④埼玉県坂戸

坂戸は介護保険対応事業を中心とした地域福祉事業所を展開しています。この事業所の組合員を中心に、2010年、社会連帯活動として地域の多世代の居場所とミニ産直所を立ち上げました。この産直所で深谷でとれた菜種油を販売したところとても売れ行きが良好で、坂戸でも菜の花プロジェクトを立ち上げることになりました。昨年秋、初めて40アールに作付けをしました。菜種の後は、大豆に挑戦し、味噌づくりやその教室を開催する計画をしています。

⑤千葉県芝山

埼玉県での取り組みに学び、芝山でも菜の花プロジェクトに取り組もうということになりました。ソーシャル・エコ・ファーム事業の一環としての菜の花プロジェクトとして、成田空港周辺の遊休地に菜の花を

植え、景観作物として楽しむとともに、菜の花から油を搾り、1番搾りは食用油として、2番搾りを成田空港内のレストランやその周辺のホテルや機内食工場を中心とした所から出る廃食用油を回収し、BDF(バイオディーゼル燃料)として精製し、そこを走るトラックやバスに利用するという循環型リサイクルシステムを構築しようというものです。さらに、芝山地域福祉事業所が厚生労働省の委託事業で「若者自立塾」(平成21年度に事業仕分けにより現在は合宿型の基金訓練型や卒塾後の支援として自分でグループホーム)の運営をしており、ひきこもりやニートで働きたくても働けない若者の支援をしているところから、若者の就労支援、仕事おこしとしての側面も持たせたものとして出発することになりました。

若者自立塾のカリキュラムの一環で、演劇ワークショップを行い、その集大成としての演劇発表会を芝山町の福祉センターで行い、それに合わせて芝山町相川勝重町長や地域の人も呼びかけ、ふれあいサロン(地域懇談会)を平成19年9月に行い、そこから成田国際空港株式会社を紹介いただき、成田空港との架け橋となっていました。何度も話を進める中で、約1年後の平成20年夏によく芝山町・岩澤副町長からの紹介で、約3反歩の土地を借りることになり、農業委員会を通して正式に農地を賃借することになりました。

大家さんにトラクターをかけていただき、種蒔きは塾生や卒塾生、親御さんやスタッフ、他事業所の組合員と共に、新規就農の方に教わりながら種蒔きを手押しの機械とばらまきで行いました。その後塾のカリキュラムなどで除草や中耕などを行いました。菜の花まつりもBDF事業のプレ開所式と合わせて行いました。刈取りも種蒔き同様に人海戦術で行いました。

雨の中で行ったり、乾燥が甘く、カビたりといったこともありましたが、手作業で行いました。その後、

などと共通のものが利用可能です。具体的には、トラクターはもとより、コンバインや乾燥機、選別機、ブロードキャスターなどです。ただし、タネが小さいので、例えば選別機の網の目を小さくする必要があります。

●連作障害と輪作の必要性

ナタネは畠作物であり、畠作物としての宿命で、同じ種類のものを続けて栽培すると、病虫害が発生しやすくなり、収量が大きく減少する連作障害に陥ります。そのため、その土地に適した輪作体系の確立が必要です。農業機械を利用して栽培する場合は、農業機械が利用できる作物である麦や大豆、ソバなどの組み合わせを考えるのがよいと思われます。また、転作田の場合は、時々、水田に戻すという田畠輪換を行うといと思われます。ナタネヒマワリの1年2作体系の試験も行われましたが、関東以南でもうまくないようです。近視眼的に生産効率や経済性を求める輪作体系ではなく、ナタネ栽培の先進地である北海道滝川市や青森県横浜町のように、その土地

土地に適した輪作体系を編み出して確立する必要があります。(輪作体系の例は図1参照)

④なたねの栽培の方法

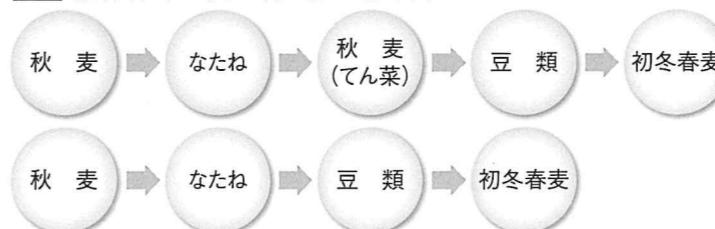
ここでは、有機栽培を前提にして、なたねの栽培の実際について概説したいと思います。(図2参照)

収穫量としては、地域により差があるとされていますが、的確な栽培を行うと200kg/10aと言られていますので、本格的な生産を目指す場合は、200kg/10aを目標とするとよいでしょう。

その際、特に注意すべきこととしては次のような点があげられます。

- 1) 播種や収穫時期などを適期に行う。
- 2) 有機物の投入や深耕などにより、健康な土づくりを心がける。
- 3) 適量播種を心がけ、栽植本数を多くしないようにする。
- 4) 麦や大豆、そばなどその土地に適した作物の組み合わせによる輪作を実施する。
- 5) 排水対策やほ場の整地を徹底する。

図1 輪作体系の例1 (北海道滝川市)



輪作体系の例2 (青森県横浜町)

| | |
|-----|---|
| 1年目 | 4月(馬鈴しょ植付)→8月(馬鈴しょ収穫) →(9月)なたね播種(越冬) |
| | 7月(なたね収穫)→ 秋(一部そば・野菜栽培) |

図2 ナタネの栽培歴 (全国)



●耕起・肥料散布

なたねは冬作物なので、秋に播種を行いますが、その1ヶ月前に行うのが耕起と肥料散布になります。

耕起においては、深耕を心がけてください。また、なたねは種子が小さいので、碎土が荒いと播種がしにくくなります。そのため、土を丁寧に砕き、土のかたまりを小さくする必要があります。

また、農地の状況に応じて、排水対策を行う必要があります。必要に応じて排水用の溝を掘つてください。また、排水の悪い転作用などでは、高うねにすることも必要となります。



▲トラクターによる作業

肥料散布は、耕起に合わせて行います。その際、まず、石灰質を散布します。苦土石灰だと80～100kg／10aが目安となります。かわりに貝殻などを碎いたものを利用するとよいです。肥料として必要な成分と量については、東北農業研究センターにより、耕起前に堆肥1～1.5tを圃場全面に均一に散布し、耕起後、沖積土壤では10a当たり窒素7～10kg、リン酸8～10kg、カリ8～10kgを基肥として施肥するという目安が示されていますが(東北農業研究センターのなたね栽培マニュアル)、この目安を参考にしつつ、それぞれの状況に合わせて、有機質肥料で施肥設計を行ってください。

なお、近年は耕作放棄地を復元した農地にナタネを栽培する取り組みが見られますが、そうした場合は豚糞を基にした堆肥など窒素分を十分に投入してください。

●播種

播種の時期は秋になりますが、適期に行うことを心がけてください。冬になって寒くなるまでにいかに十分な生育をするかが収量の鍵の1つとなります。

播種の方法は、大別して散播(ばらまき)と条播(すじまき)の2通りがあります。規模が小さい場合は、手まきによる散播でもよいですが、ある程度の面積になった場合は、肥料散布に使用するブロードキャスターなどを利用することをお奨めします。また、手押し式のシーダーを使って、条播を行うのもよいと思います。



▲手押し式シーダーによる播種

さらに規模が大きくなったら場合は、トラクターなどを用いた播種をお奨めします。その場合は条播になります。

播種量は、散播で1kg／10a、条播で500g／10aが目安となります。

播種した後は、鎮圧を行ってください。鎮圧を行うことにより、なたねの生育がよくなりますし、投入した肥料(窒素分など)が流失しないという効果もあります。

第5章 各地からの菜の花だより

「地球環境の危機を救う」に大志をもって

*菜の花プロジェクト

①埼玉県深谷



▲菜の花まつり

さいたま労協クラブの会長の内野富夫さんから、菜の花プロジェクトのお話があり、そこから菜の花プロジェクトを取り組もうということになりました。

平成19年度から「とうふ工房」の組合員である中西さんの畑を借りて行されました。援農ボランティアによる農作業が中心で、農家に管理作業を委託しながらの活動となっています。その後、北本、蓮田へと広がっていき、社会連帯委員会の活動として菜の花まつりと合わせて「埼玉・菜の花の会」を平成20年度に結成しました。

埼玉県全域を対象とし、地域世代間交流を通じて、生活者として抱える地域の課題解決に連携して取り組んでいくというものでした。活動は生活者、当事者として食をどう考え、課題をどう超えていくのか、市民からの問題提起と運動が必要と言う観点から、食の安全、安心を獲得し、社会連帯の輪を広げていくものです。

ソーシャル・エコ・ファーム構想を核としたコメント経営の事業体の実現をめざし、菜の花プロ

ジェクト活動を通じて地域循環型経済のネットワーク構築をはかりうる取り組んできました。具体的な取り組み内容としては、遊休農地に菜の花を植え菜種油を収穫、食用として商品化すること、廃油を回収しBDFを精製していくこと、景観を生かしたイベントの開催、就労機会の創出、多世代を通して食や環境についての学習をしていくものです。



▲刈り取り作業

②埼玉県北本

法制化の埼玉県内の意見書採択の運動の中で出会った北本市議会議員であった島野正紀さんが労協の仲間として加わりました。

北本でも仕事おこしをしようという中で、菜の花プロジェクトもやってみようということになり、島野さんを中心に地元の人たちと共に菜の花プロジェクトを始めることとなりました。

深谷と同様、平成19年度にスタートしました。島野さんと共に地域の農家の人たちの積極的な活動が広がり、現在では市の大きな事業にもなっています。

③埼玉県蓮田

法制化の意見書採択の活動の中で出会った蓮田市議会議員の湯谷百合子議員の協力・連携の中